

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）および関係法令にかかる産業廃棄物の発生時から保管及び排出に係る業務委託の発注から検査を監査の対象とした。

2 対象所属

環境局、中央卸売市場、建設局、大阪港湾局、水道局、東住吉区役所及び平野区役所

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 産業廃棄物が適正に処理されないことにより、市民の生活環境を損なうリスク及び信用を失墜するリスク	ア 業務委託発注において、積算基準に従い適正に積算を行っているか。	—
	イ 産業廃棄物処理（運搬、処分）委託契約について、適正に締結されているか。	—
	ウ 電子マニフェストが導入されているか。また、適切に運用されているか。	指摘事項 1
	エ 産業廃棄物の搬入、搬出を適正に管理されているか。	—
	オ 紙マニフェストの使用において、適切に運用、保管されているか。	指摘事項 2
	カ 産業廃棄物の保管場所について、環境局への届出を行っているか。保管状況が届出内容に適合しているか。	指摘事項 3 指摘事項 4
	キ 特別管理産業廃棄物について、関係法令に従って適切に保管、廃棄されているか。	指摘事項 4
	ク 検査マニュアル等に沿って適切に検査が実施されているか。	指摘事項 5 指摘事項 6

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 電子Manifestoの使用について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

本市では契約管財局、環境局の「本市発注工事における電子Manifestoの義務化及び本市が排出する産業廃棄物処理委託における電子Manifestoの使用について」（令和3年7月1日契第1049号、環境環管第2026号）により、産業廃棄物の処理については、令和4年度の発注から、特別な場合^{(注)1}を除き、電子Manifesto^{(注)2}の使用を義務化している。また、業務委託の設計図書^{(注)3}においても、電子Manifestoを使用し適切に産業廃棄物処理を実施するよう明示している。

- (注) 1 特別な場合とは、「(1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙Manifestoを使用しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。(2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙Manifestoを使用しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。」と規定している。
- 2 産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物が適切に処理されたかどうかを確認するとともに、処理の流れを記録に残すことを目的に排出事業者が発行する伝票のことを産業廃棄物管理票と言い、一般にManifestoと呼んでいる。また、従来利用されてきた紙のManifestoを交付する代わりに、記載内容を電子データとして廃棄物処理法に基づき指定された情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）を介して、ネットワーク上（JWNET^{(注)4}）でやり取りすることを可能としたものを電子Manifestoという。
- 3 設計図書とは、図面、仕様書、現場又は机上説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書をいう。
- 4 JWNETとは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（環境省）が運営する電子Manifestoシステム。

■ 電子Manifestoの流れ

電子Manifesto制度は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、それぞれJWセンターが運営するJWNETを介して情報を共有することにより産業廃棄物の処理状況が確認できるシステムとなっている。電子Manifestoは常にJWセンターで管理されているため保管する必要がなく、排出事業者は毎年の自治体への報告義務もない。

[現状]

本市発注の産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託における産業廃棄物の処分は、特記仕様書で電子Manifestoを使用しなければならないとしていたが、特別な場合に該当しないにもかかわらず、紙Manifestoを使用し産業廃棄物を処分していた。（抽出番号 大阪港湾局1）

[問題発生の原因]

監督職員が、産業廃棄物の処理において電子Manifestoを使用しなければならないということを理解しておらず、従来の紙Manifestoを使用し産業廃棄物の処理を行ったものである。

具体的には、実地調査における大阪港湾局へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 監督職員において、電子マニフェストを使用しなければならないとする特記仕様書の内容を理解していなかった。
- 監督職員において、電子マニフェストを使用するために必要な J W N E T の登録手続きをせず、産業廃棄物の処分当日に受注者からの提案により紙マニフェストを使用し産業廃棄物を処分したものである。
- さらに、監督を担当する部署全体で産業廃棄物に係る事務手続状況などをチェックする仕組みが構築されていなかった。

[リスク]

本市が発注者として付した契約条件に伴い必要となる事務が適切に行われないことで、受注者が委託内容を履行できなくなる恐れがあり、受注者の信頼を失墜するリスク、受注者への説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 大阪港湾局は、新たに任命する監督職員に対し電子マニフェストの義務化に至った経緯や、設計図書の記載内容の重要性及び電子マニフェスト使用に係る事務手続について研修を実施することにより、適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底を図ること。
2. 大阪港湾局は、産業廃棄物処理における事務手続が適正に実施されているかをチェックできる仕組みを構築すること。

2 紙マニフェスト使用に伴う事務手続について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項において、「管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。」としており、一年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関し、事業場の所在地を管轄する行政機関へ翌年の 6 月 30 日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が必要と規定している。

大阪市における排出事業者は、一年間に利用した紙マニフェストの利用状況について、翌年の 6 月 30 日までに環境局に報告書の提出が必要となる。

[現状]

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出状況を確認したところ、環境局に提出されていなかった。（抽出番号 大阪港湾局 1）

[問題発生の原因]

実地調査における大阪港湾局へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 監督職員において、紙マニフェストを使用した場合、翌年6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を環境局に提出しなければならないという規定を認識していなかった。
- さらに、監督を担当する部署において、産業廃棄物に係る環境局への提出状況などをチェックする仕組みが構築されていなかった。

[リスク]

廃棄物処理法に規定されている事項を適切に実施しないことにより、市民の信頼を失墜するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 大阪港湾局は、新たに任命する監督職員に対し廃棄物処理法に基づき必要となる提出事項等について研修により周知徹底を図ること。
2. 大阪港湾局は、環境局への提出事項等の事務が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。

3 産業廃棄物を保管する場合の手続について改善を求めたもの

【建設局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）（以下「廃棄物減量推進条例」という。）第23条の2の2において、「事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。」とし、第23条の2の3では、届出の内容に変更があったときも届出が必要としている。

本市においては、届出者（所属長、所管課長等）が人事異動により変更になった場合や、保管場所の形状及び保管種類が変更になった場合にも、環境局に対し変更の届出が必要である。

[現状]

産業廃棄物保管施設届出書を確認した結果、届出者が変更になった場合の届出が適切に行われていなかった。（抽出番号 建設局5）

[問題発生の原因]

実地調査における建設局へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 廃棄物減量推進条例に伴う保管の届出について、届出者が変更になった場合でも届出が必要であるということを認識していなかった。
- 届出を行う部署において、環境局への届出状況などをチェックする仕組みが構築されて

いなかった。

[リスク]

廃棄物減量推進条例が遵守されないことにより、産業廃棄物の保管責任が明確にならず、適切に保管基準を遵守されないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 建設局は、廃棄物処理にかかる廃棄物減量推進条例に規定されている必要な届出等について研修により改めて周知徹底を図ること。
2. 建設局は、環境局への届出が適正に実行されていることをチェックできる仕組みを構築すること。

4 産業廃棄物の保管場所の掲示板の設置について改善を求めたもの

【環境局、中央卸売市場及び大阪港湾局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

産業廃棄物の保管場所については、廃棄物処理法施行規則第8条において、また、特別管理産業廃棄物の保管場所については、同規則第8条の13においてそれぞれ規定しており、いずれも保管基準として見やすい箇所に産業廃棄物保管施設であることがわかる掲示板を設けることとしている。あわせて、掲示板の要件が次のとおり規定されている。

- 60 cm×60 cm以上であること
- 次の事項を表示していること
 - ・廃棄物の保管場所である旨
 - ・保管する廃棄物の種類
 - ・保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先（管理担当部署名、電話番号）
 - ・屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げの高さ

図表－1 保管施設掲示板例

保管施設掲示板		
廃棄物の種類		アスファルトガラ
数量		5 m ³
管理者	氏名	●●局長
	連絡先	大阪市北区△△ 電話 06-●●-〇〇〇〇
最大保管高さ		1.5m

(注) 監査部で作成

[現状]

次の産業廃棄物保管場所において、掲示板が設置されていなかった。

- 特別管理産業廃棄物保管場所（環境局 小林斎場）
- 産業廃棄物保管場所（抽出番号 中央卸売市場 1, 2）

特別管理産業廃棄物保管場所（大阪港湾局 舞洲白津、南港中）において、見やすい箇所に掲示板が設置されていなかった。

[問題発生の原因]

廃棄物処理法施行規則における、公衆衛生の向上や安全性の確保を目的とする保管施設掲示板の設置意義や設置しなければならない規定を認識、理解していなかったことが原因である。

具体的には、実地調査における各所属へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 産業廃棄物保管場所において、保管施設掲示板を設置しなければならないことを認識していなかった。（環境局、中央卸売市場）
- 本保管場所のある建物は大阪港湾局施設であるが、民間企業も部分的に入居している。特別管理産業廃棄物掲示板の設置規定は理解していたが、以前に別の保管施設において入口部分に保管場所掲示板を設置していたところ、民間の入居者から目立たないところでの掲示板の設置を求められたことがあったため、今回の保管場所において、保管場所内部に掲示板を設置していた。（大阪港湾局）

[リスク]

廃棄物処理法施行規則が遵守されないことにより、保管する廃棄物の種類を誤るなど産業廃棄物の保管が適切に実行されないリスク、処理において廃棄物の種類を誤るなど不適正な処理に至るリスク、産業廃棄物の保管場所であることを周囲から確認できず、周辺環境の汚染やトラブル発生時において速やかな連絡に支障をきたすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

1. 環境局、中央卸売市場及び大阪港湾局は、全保管場所の掲示状況等について確認を行い、不備が見られた場合は、保管場所で必要となる掲示板を速やかに設置するなど適正に対応すること。
2. 環境局、中央卸売市場及び大阪港湾局は、廃棄物処理法施行規則の内容について研修により改めて周知徹底を図ること。
3. 環境局、中央卸売市場及び大阪港湾局は、保管場所における掲示板の設置状況、廃棄物の保管状況の定期的な確認作業を実施する仕組みを構築すること。

5 産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの
【中央卸売市場、東住吉区役所及び平野区役所に対して】

[ルール、あるべき状況等]

業務委託の契約書では、書面主義及び部分払について次のとおり規定されている。

第3条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分に相応する金額について、部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

[現状]

検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。

- 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条第2項に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。（抽出番号 中央卸売市場1, 2、東住吉区役所2、平野区役所1）
- 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めていなかった。（抽出番号 中央卸売市場1, 2、東住吉区役所1, 2、平野区役所1, 2）
- 部分払検査及び完了検査において、必要となる出来高数量表、打合せ書の確認が行われていなかった。（抽出番号 東住吉区役所2、平野区役所1）
- 部分払検査及び完了検査において、必要となる打合せ書の確認が行われていなかった。（抽出番号 中央卸売市場1, 2）

[問題発生の原因]

監督職員、検査職員において、契約書の内容及び検査の重要性を理解していなかったことが原因である。

具体的には、実地調査における各所属へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 監督職員、検査職員において、契約書第39条から第39条第3項の定めを理解していなかったため、受注者の請求がないにもかかわらず本市が単独で部分払検査を行っていた。（中央卸売市場、東住吉区役所、平野区役所）
- 監督職員、検査職員において、業務完了報告書が部分払検査の根拠資料であると誤った理解により部分払検査を行っていた。（中央卸売市場）

- 監督職員、検査職員において、出来高報告書が部分払検査の根拠資料であると誤った理解により部分払検査を行っていた。（東住吉区役所）
- 監督職員、検査職員において、1年間の契約であることから、部分払をすることが基本であるものと誤って理解していたため、月ごとの出来高報告書をもって部分払検査をしていた。（平野区役所）
- 監督職員がこの業務委託について、日常的に発生する産業廃棄物を処分する業務委託であり、特に問題なく処分が行われていることを確認できていたことから、検査で受注者の立会いを求める必要がないものと誤って理解していた。（中央卸売市場、東住吉区役所、平野区役所）
- 検査職員が各検査において、確認すべき項目が整理されていなかったため、確認漏れが生じた。（中央卸売市場、東住吉区役所、平野区役所）

[リスク]

適切に部分払請求書を受理しないことにより、検査期限が確定しないリスク、また、適切な検査が実施されないことにより、出来高金額などにおいて、受注者との認識に差異が生じ紛争に発展するリスク、検査結果について対外的な説明責任を果たすことができず、本市の信用を失墜するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項5]

1. 中央卸売市場、東住吉区役所及び平野区役所は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。
2. 中央卸売市場、東住吉区役所及び平野区役所は、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備すること。
3. 中央卸売市場、東住吉区役所及び平野区役所は、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備すること。
4. 中央卸売市場、東住吉区役所及び平野区役所は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。

6 産業廃棄物処理業務委託における検査手続について改善を求めたもの

【水道局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

大阪市水道局検査要領（以下「検査要領」という。）において、次のとおり規定している。

第2条 管財課長は総括検査員として、工事その他の請負等の契約について、必要な検査を行わなければならない。

2 前項の検査にあたって管財課長は検査を補助する職員（以下「検査員」という。）を指名することができる。

第4条 第2条に定める検査において管財課長が必要と認めたときは、各課長等に検査を委託することができる。

- 2 管財課長から検査の委託を受けた各課長等（検査の委託を受けた課長、所長及び場長をいう。以下「受託担当課長等」という。）が検査を行う場合は、第2条の管財課長を受託担当課長等と読み替えるものとする。

第14条 検査を完了したときは、総括検査員は、直ちに検査調書を作成する。

- 2 委託検査をした受託担当課長等は、管財課長へ検査結果を通知する。

[現状]

検査資料を確認した結果、検査要領第4条に規定する管財課長が各課長等に委託した検査について、受託担当課長等が検査を実施すべきところ、係員（検査員）が検査を実施していた。また、総括検査員である管財課長が検査調書を作成すべきところ、検査を実施した係員（検査員）が作成していた。（抽出番号 水道局1，2，3）

[問題発生の原因]

水道局における検査を担当する職員が、検査要領の記載内容を理解していなかったことが原因である。

具体的には、実地調査における水道局へのヒアリングにおいて、次のとおり原因が明らかになった。

- 検査を担当する職員が、検査要領第4条による「各課長等に検査を委託することができる」とする条文を拡大解釈し、係員（検査員）のみにより検査を実施できるものと誤って理解していたことが原因である。
- 検査を担当する職員が、検査要領第4条第2項の条文が適用されない第14条にも適用し、管財課長から検査の委託を受けた場合は、受託担当課が検査調書を作成すると誤って理解していたことが原因である。

[リスク]

検査要領で規定している職員が検査を行わないこと、適正に検査調書を作成しないことにより、契約履行に関して市民への説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項6]

水道局は、検査を担当する職員に対し研修を実施し検査要領の重要性を理解させ、定められた職階による適正な検査を実施するとともに、検査要領に沿って検査調書を作成すること。

第7 その他

留意すべき事項

産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係法令（以下「廃棄物処理法等」という。）に規定されており、「廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としている。

今般、廃棄物処理法等の目的を理解し、排出事業者としての責任を果たしているか、本市の産業廃棄物の排出から保管、さらに処分のための業務委託の執行状況について、区役所・局から本監査で抽出した合計7所属を対象に監査を行った。その結果、廃棄物処理法等が遵守されていない状況および検査手続きに関する指摘事項が監査対象所属で確認され、6項目（15件）について指摘している。これは、監査対象所属が廃棄物処理法等の趣旨を正しく理解していないことなどが原因であり、指摘を受けた所属はこの結果を重く受け止め、廃棄物処理法等の理解を深め、産業廃棄物の処理を行うルールを遵守することが重要である。

また、環境局は環境行政制度所管であり、市内約17万の事業所のうち産業廃棄物の排出事業者を指導する重大な責任を有している。本来法令を確実に遵守し民間企業の手本となるべき大阪市役所内の各所属において、産業廃棄物処理に係る指摘事項が確認されたことは、大いに反省しなければならないところである。各所属がこの状況を是正すべく、「排出事業者責任」を適正に果たせるよう、環境局は取組みを徹底されたい。

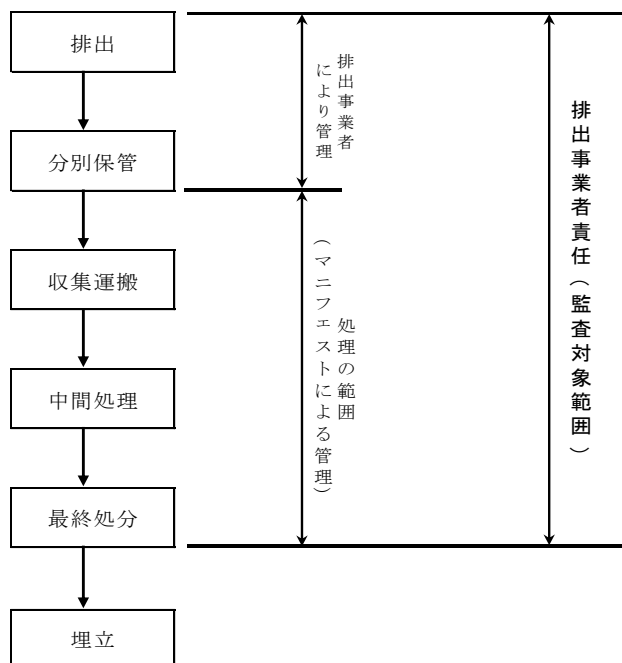
参考

令和5年度監査委員監査（産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務）の概要

1 産業廃棄物の処理の流れ

産業廃棄物の処理の流れは、（図表－2）のとおりである。

図表－2 産業廃棄物の流れ

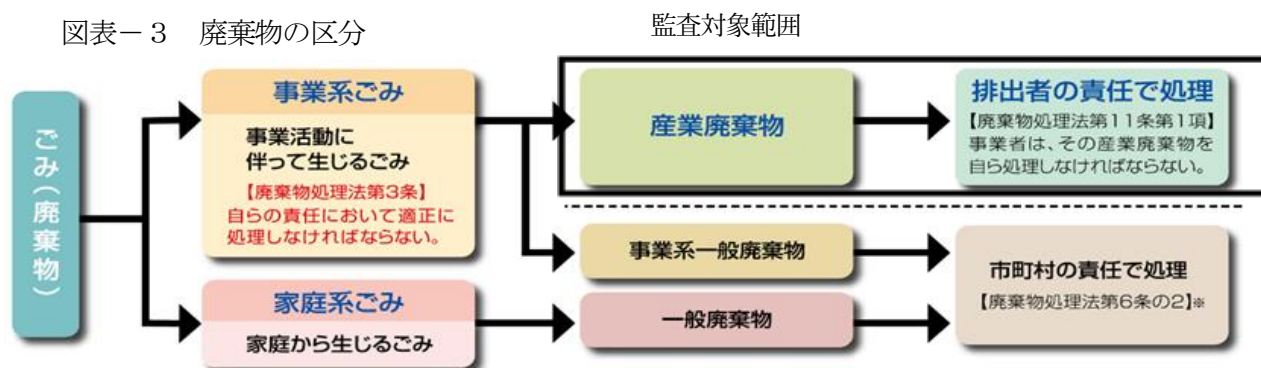


2 廃棄物の区分と監査対象範囲

廃棄物は、自宅から排出される家庭系ごみ（すべて一般廃棄物）と、事業活動により排出される事業系ごみ（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）に区分される（図表－3 参照）。

本監査では、事業系ごみの産業廃棄物（図表－3）の 部分について監査を実施する。

図表－3 廃棄物の区分



※市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（注）大阪市環境局ホームページを基に監査部により作成

3 実地調査対象業務範囲

本監査では産業廃棄物処理に係る一連の流れを確認するものとし、確認する内容は以下のとお

りである。

(1) 産業廃棄物発生から保管状況について確認する。

(2) 業務委託の抽出

令和4年度に完了した産業廃棄物処理に係る業務委託のうち、対象所属における発注状況を確認し、委託料が高額であるものや特別管理産業廃棄物の取扱いなど、特殊性を勘案して(図表－4)のとおりに抽出した。

図表－4 実地調査の抽出案件

所属	抽出 番号	業務委託名称
中央卸 売市場	1	南港市場産業廃棄物（金属くず等混合物）収集運搬及び処分業務委託
	2	南港市場産業廃棄物（動物系固形不要物・汚泥）処分業務委託
環境局	1	環境局産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	2	代執行に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処分業務委託
	3	代執行による高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処分に係る収集運搬業務委託
	4	もと森之宮工場産業廃棄物処分業務委託
	5	大正工場高濃度PCB廃棄物収集運搬業務委託
	6	大正工場高濃度PCB廃棄物処分業務委託
	7	もと森之宮工場産業廃棄物収集運搬業務委託
建設局	1	建設局保管低濃度PCB等含有廃棄物（PCB濃度 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下）処分業務委託
	2	建設局保管低濃度PCB等含有廃棄物（PCB濃度 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下）処分業務委託
	3	建設局保管低濃度PCB等含有廃棄物（PCB濃度 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下）収集運搬業務委託
	4	建設局保管低濃度PCB等含有廃棄物（PCB濃度 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下）収集運搬業務委託
	5	市内一円直営作業発生がれき類等産業廃棄物収集運搬処分業務委託
	6	東部方面管理事務所管内事業所系産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	7	令和4年度長居公園事務所管内産業廃棄物収集運搬処分業務委託
	8	令和4年度水質試験所特別管理産業廃棄物等収集運搬処理業務委託
	9	令和4年度市内公園事務所管内発生がれき類等産業廃棄物収集運搬処分業務委託（概算契約）
大阪 港湾局	1	令和4年度大阪港湾局第2突堤事務所産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（概算契約）
	2	大阪港内揚収物等（特別管理産業廃棄物（低濃度PCB含有廃棄物））収集運搬及び処分業務委託（単価契約）
	3	令和4年度大阪港湾局所管直営作業発生産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（概算契約）（その2）
水道局	1	令和4年度南部水道センター外1箇所産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	2	令和4年度柴島浄水場ほか3箇所産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	3	令和4年度水質試験所特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
東住吉 区役所	1	東住吉区役所産業廃棄物（汚泥）処分業務委託
	2	東住吉区役所外1ヶ所産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
平野 区役所	1	平野区役所（平野区北部サービスセンター含む）産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
	2	平野区役所産業廃棄物（汚泥）処理業務委託